

## 生きる力を育む安全教育の推進

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
安全教育調査官 吉門 直子

## 1 はじめに

幼児児童生徒（以下、児童生徒等）が心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いである。学校において、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには学校環境の安全が担保されることが不可欠である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、児童生徒等を含め死者・行方不明者合わせて約 2 万人の方々が犠牲となるなど、甚大な被害が生じた。この震災により津波に対する防災の重要性が改めて認識され、これまで行われてきた学校における防災教育・防災管理のあり方を大きく見直すこととなった。震災から 5 年が経過した昨年 4 月の熊本地震や 10 月の鳥取中部地震など、地震が連続して発生していることや、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震への対策が喫緊の課題とされている。

また、地震や火山噴火のみならず、台風・大雨による河川の氾濫や土砂災害などが毎年のように発生し、これまで大きな災害がなかった地域でも被害を受けるなど、自然災害は日本中どこでも発生する可能性がある。

さらに、登下校中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に巻き込まれる事案、校舎等からの転落事故や熱中症なども依然として発生していることから、児童生徒等の命を守るための、安全管理・組織活動の一層の充実を図るとともに、安全で安心な社会づくりの担い手となる児童生徒等への安全教育の重要性が一層高まっている。

## 2 学校安全の位置づけと「学校安全の推進に関する計画」

平成 21 年に改正・施行された「学校保健安全法」においては、学校は「学校安全計画」を策定すること（第 27 条）とされており、必要的記載事項として、○学校の施設及び設備の安全点検、○児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、○職員の研修等が位置づけられている

また、学校独自の「危険等発止時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成する（第 29 条）とともに校長はこれを教職員に周知し危険等発生時に備えた訓練をすることが位置づけられている。

文部科学省では、前述の学校保健安全法第 3 条第 2 項の規程に基づき、「学校安全の推進に関する計画」を平成 24 年 4 月 27 日に閣議決定している。この計画は、それまでの学校安全の状況とともに、東日本大震災の教訓や課題も踏まえ、平成 24 年度から平成 28 年度の概ね 5 年間にわたる学校安全に関する施策の基本的方向と具体的な方策を示したものである。

この計画に基づき学校安全の施策を進めてきたところであるが、本年度は5ヵ年計画の最終年度であることから、中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会において、これまでの5年間の取組を検証するとともに新たな課題も含めて、次期の計画策定に向けて審議が進められている。

### 3 生きる力を育む安全教育

学校安全は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようになることを目指す「安全教育」と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、そして安全教育・安全管理の活動を円滑に進めるための「組織活動」で構成されている。

また、学校安全の領域としては「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つに整理される。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪被害などを内容とし、「交通安全」では、様々な交通場面における危険と安全、「災害安全」では、地震、津波、火山活動、風水害のような自然災害や火災、原子力災害も含まれる。

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることにある。

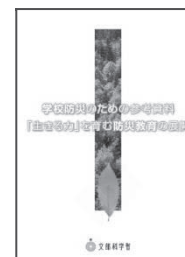
東日本大震災以降、全国において災害安全に関する取組（防災教育）が充実されてきているが、日常の事故や犯罪被害、交通事故も含めて、学校の地理的条件や通学路の状況、校内の施設設備の状況、児童生徒等の実態を踏まえ、学校の実情に応じた安全教育を進めていくことが重要である。



### 4 東日本大震災を踏まえた取組

東日本大震災における学校等での経験を教訓とし、学校における防災教育・防災管理等を見直すため、文部科学省では平成23年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、その中間とりまとめ（平成23年9月）及び最終報告（平成24年7月）を公表した。その中で、防災教育については、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めることの重要性等、今後の学校防災の方向性が示された。

こうした議論を踏まえて、文部科学省では学校の防災管理・防災教育の充実を図るために各種資料を改訂し、全国の学校に配布している。



◇ 『『生きる力』を育む防災教育の展開』（平成25年3月）



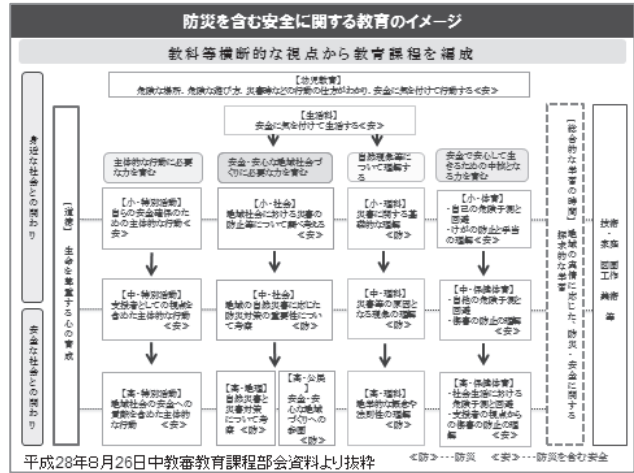
進が求められる。

**次期学習指導要領に向けた審議のまとめ**  
**健康・安全・食に関わる資質・能力**  
**(知識・技能)**  
 様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

**(思考力・判断力・表現力等)**  
 自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

**(学びに向かう力・人間性等)**  
 健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとして、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を身に付けていること。

**【カリキュラム・マネジメントのイメージ】**

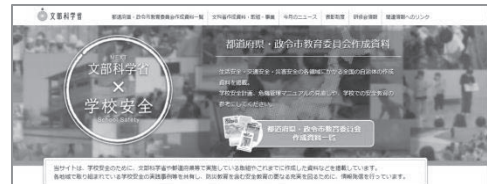


**6 学校安全ポータルサイト**

**「文部科学省×学校安全」**

**【<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>】**

文部科学省では、前述の資料をはじめとして学校安全に関する様々な資料を学校に配布している。また各自治体においても、防災教育の副読本や安全教育のプログラム、防災マニュアル作成の手引き等、地域の特性を踏まえた教材や資料が作成されている。しかし、こうした資料は必ずしも全ての教職員に共有されず、有効に活用されていない実態があったことから、各学校で必要な時にいつでも情報を入手できることを目指して、学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」を平成28年4月から開設・運用している。ここには、文部科学省の資料だけではなく、各都道府県等が作成した資料やモデル事業における実践事例、各種研修会の情報等、学校安全に関する様々な情報を掲載しているので、ぜひご参照いただきたい。



**7 終わりに**

児童生徒等を取り巻く状況は年々変化しており、新たな課題も次々と健在化している。こうしたことから、児童生徒等にいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに安全な社会をつくるために主体的に行動する態度を育成する安全教育が非常に重要である。また、安全教育は学校だけで行うのではなく家庭や地域との連携が必要不可欠であることは言うまでもない。安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が成長し、様々な場面で活躍することを通じて社会全体の安全意識の向上に寄与することが期待される。その意味で、長期にわたる安全教育は次代の「安全文化」を創造するという意義を担っている。全ての学校において、地域の実情や児童生徒等の実態に応じた学校安全の充実が図られることが望まれる。